

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員（<u>臨時的に任用される職員を除く。</u>）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 定期健康診断は、<u>全ての職員</u>（第24条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員（以下「療養者」という。）を除く。）について、毎年5月から6月までの間（学校に勤務する職員にあっては、主任安全衛生管理者が指定する時期）に行う。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）</u>の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 定期健康診断は、職員（第24条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている者（以下「療養者」という。）<u>並びに会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤の職員の通常の勤務時間の4分の3に満たないもの及びその任期が1年に満たないもの（任期が満了した後引き続いて会計年度任用職員となった者であって、その通算した任用の期間が1年を超えるもの又は超える見込みであるものを除く。）</u>を除く。第42条から第45条まで及び第47条から第53条までにおいて同じ。）について、毎年5月から6月までの間（学校に勤務する職員にあっては、主任安全衛生管理者が指定する時期）に行う。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。